

〈未来への責任〉

子どもたちを守るため

「原子力公害取り組み月間」の活動を拡げよう！

3月

※
「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会 報告

運営委員 佐藤 典子

3.11 東京電力福島第一原発事故から 6 年が経過しますが、高濃度の放射能汚染水の流出等が続き、事故に収束はありません。放射能汚染から生命と環境を守るため、毎年 3 月を「原子力公害取り組み月間」として、「放射能汚染防止法」制定に向け、全国各地から声をあげようと呼びかけています。

福島では未だ 8 万人が避難生活を強いられています。福島県民健康調査によると、原発事故当時 18 才以下で甲状腺がん及び疑いがあると報告されたのは 2016 年 9 月時点で 183 人となっており、健康や将来への不安を抱えながら暮らしています。

生命や環境に甚大な影響を与える原発事故は、放射性物質の汚染など最悪の「公害」であり、極めて重大な人権侵害です。12 年には環境基本法が改正され、放射性物質が「公害」として位置づけられましたが、環境基準や規制基準など、未だに具体的な公害規制の法整備がなされていないことは問題です。また、国は原発輸出や再稼働など原発推進に突き進み、さらには原発事故自主避難者への住宅支援を打ち切るなど、原子力公害被害者への人権無視の政策を認めるわけにはいきません。

放射能汚染から子どもたちを守り、安全な食べ物や環境を引き継ぐことは私たちの責任です。「放射能汚染防止法」の早期制定等、地域か

ら国や自治体に働きかけ、原子力公害から人と環境を守る社会の実現をめざし、ともに活動を拡げましょう。

※「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会
【構成団体】生活クラブ生活協同組合、NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、環境市民連絡会・札幌、子どもの未来を守る市民の会、原発公害に取り組み札幌市民の会、市民ネットワーク北海道

■新書籍の紹介

『制定しよう 放射能汚染防止法
総理！逃げた後はどうなりますか』

全国から
注目



著者：山本行雄
出版社：ブイツーツソリューション
定価：1,200 円＋税（1,296 円）

生命と環境を守るため、法整備の必要性や現行法の問題点など大変わかりやすく書かれています。

是非ご購入頂き活動をご支援下さい。

【問い合わせ】TEL 011-219-0112

市民ネットワーク北海道 菱沼